



熊本県公報

号外 第 38 号

平成 20 年 9 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
告 示
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (〃) 1
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正…………… (〃) 1

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 9 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 54 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表第 9 中 「18 放置違反金」を 19 地方法人特別税 に改める。
19 その他の保管金」 20 その他の保管金」

附 則
この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 857 号の 2

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5 (収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
平成 20 年 9 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関の名称及び位置の表中「九州幸銀信用組合 本店営業部」を「九州幸銀信用組合 熊本支店」に改める。

熊本県告示第 857 号の 3

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 20 年 9 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11)の一部を次のように改正する。
別表第 2 肥後銀行紺屋町支店の部中「九州幸銀信用組合本店営業部」を「九州幸銀信用組合熊本支店」に改める。

附 則
この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。